

## 第1回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月10日（月）午前9時30分から午前10時40分

2. 開催場所 甲賀市役所5階 第1・第2委員会室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

| 役職名          | 議席番号 | 氏 名    | 役職名 | 議席番号 | 氏 名   |
|--------------|------|--------|-----|------|-------|
| 会長           | 19   | 福野 憲二  | 委員  | 9    | 山村 良司 |
| 副会長(会長職務代理者) | 18   | 中本 芳美  | 委員  | 10   | 鍋家 善幸 |
| 委員           | 1    | 田嶋 伸行  | 委員  | 11   | 船草 真美 |
| 委員           | 2    | 勝井 麻有美 | 委員  | 12   | 藤井 利徳 |
| 委員           | 3    | 緩利 哲治  | 委員  | 13   | 福永 克哉 |
| 委員           | 4    | 曾我 秀美  | 委員  | 14   | 柚口 和久 |
| 委員           | 5    | 山崎 容子  | 委員  | 15   | 植田 浩士 |
| 委員           | 6    | 辻本 和美  | 委員  | 16   | 今井 利一 |
| 委員           | 8    | 奥島 啓司  | 委員  | 17   | 奥村 淳子 |

5. 欠席委員 議席 7番 森地 良彦 委員

6. 議長 議席19番 福野 憲二 会長

7. 議事録署名委員 議席 1番 田嶋 伸之 委員  
議席 2番 勝井 麻有美 委員

## 8. 総会

### 1) 開会

### 2) 市民憲章唱和

### 3) 会長挨拶

### 4) 議事録署名委員の指名

### 5) 議事

- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第5号 事業計画変更承認申請審議について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

### 6) 報告事項

- 事務局報告事項

### 7) 閉会

## 9. 事務局出席者（3名）

|      |    |    |
|------|----|----|
| 局長   | 西田 | 哲之 |
| 局長補佐 | 西田 | 輝彰 |
| 係長   | 澤田 | 均  |

## 10. 会議の概要

事務局長        総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議     長        それでは、議事の進行をさせていただきます。  
                 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席7番森地委員で、議席9番山村委員からは遅参の届出がございます。なお、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

                 続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席1番田嶋伸行委員と議席2番勝井麻有美委員を指名いたします。よろしくお願いします。

議     長        それでは、議事に入ります。

                 最初に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

                 はじめに、3条調書、整理番号23については、同条24と関連がございますので一括審議といたします。

                 なお、採決は個別に行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局        整理番号23番及び整理番号24について説明します。

                 調書は3ページ、参考図は1ページから4ページまでです。

                 申請地は、いずれも農業振興地域内の青地農地です。整理番号23番及び整理番号24番農地は参考図ご覧の通り、両隣に位置する農地となります。申請農地は申請人のそれぞれ先々代が売買により所有権移転を行った後、それぞれに相続がされたことで、これまでその土地が自己所有地の認識の元に永年耕作利用されてきました。しかし、近年、本来登記されるべき地番とは異なる地番で登記されていたことが判明しました。そこで交換により従前の利用と登記上の所有者を一致し、土地整理することを目的とする所有権移転について双方合意し、申請されました。整理番号23番の申請地には従前から農業用倉庫が建築されており、引き続き自己所有地の耕作のため、倉庫利用される予定です。なお、整理番号24番は錯誤となったもう一方の土地交換であり、同様にこちらも従前から農業用倉庫が建築されており、倉庫利用される他、前面の余地にて畑管理をされる予定です。

                 申請内容を審査した結果、整理番号23番、整理番号24番のいずれの案件も農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

- 議 長 3条調書、整理番号23及び24については、議席1番田嶋委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号1番田嶋です。7月23日に現地の確認をさせていただきました。事務局の説明のとおり、お互いが合意されているとの報告でございました。保全管理として取り扱いしていただきまして、ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号4林推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事務局 代読します。事務局並びに田嶋委員から説明のあったとおりですので、特に問題なしと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、まず、3条調書、整理番号23について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号23については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続いて、3条調書、整理番号24について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号24については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号25について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号 25 番について説明します。  
参考図は 5 ページから 6 ページまでです。  
申請地は、農業振興地域外の白地農地です。近年、申請農地周囲で大規模な分譲宅地の計画があり、譲渡人はこれに賛同し土地提供しようとしていた一方、隣接地で農業を営む譲受人は、事業に取り込まれる自己所有農地の代替地を確保し、既存の農地面積の維持を希望されました。こうしたことから、代理人仲介のもと、農地の一部について双方で農地の所有権移転の話がまとまり、申請されました。なお、調書 13 ページ及び 15 ページの一行目、参考図では 40 ページ及び 43 ページの市街化区域内の転用申請となる 4 条及び 5 条届出調書にて、今回の分譲宅地計画が記載されていることを申し添えます。譲受人は、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。
- 議長 3 条調書、整理番号 25 については、議席 19 番の私、福野が説明をいたします。
- 担当農委 議席番号 19 番福野です。3 条調書、整理番号 25 番について説明いたします。令和 8 年 6 月 24 日に伴推進委員と現地を確認し、申請者から申請理由について聞き取りました。申請内容は事務局の説明のとおりです。譲受人は、今後も野菜の栽培を行い、農地を管理されます。また、周辺農地に影響を及ぼさないと考えられることから許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 続いて、区域番号 9 番伴推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号 9 番伴です。ただいま事務局の説明並びに担当農業委員さんの説明のとおりです。もともと開発事業に関わる土地整理になりますが、引き続き農地としての維持継続が可能となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 25 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号２５については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号２６について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号２６番について説明します。  
参考図は７ページから８ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は遠方に居住していることから、自身の所有する建屋及び付随する農地の処分を検討していたところ、当該建屋を購入し、新規に耕作を考えていた譲受人と合意し、農地の所有権移転について申請されました。譲受人は、今後居所となる建屋隣接の当該地で、野菜の栽培を行う予定です。農業経験はないものの、農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、近隣に住む親族の応援や地域農業者の指導を得ながらも、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ３条調書、整理番号２６については、議席１０番鍋家委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号１０番鍋家です。３条調書、整理番号２６番について説明します。ただいま事務局の説明のあったとおりです。令和８年７月１１日に平子前推進委員と現地確認を行い、譲受人から申請理由について聞き取りをいたしました。譲受人は農地付きの古民家を購入し、当申請地で野菜を栽培する予定です。農業は初心者ではございますが、必要な機械も購入し少しずつ耕作する予定です。許可相当と判断いたしましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号１４中島推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号１４番中島です。ただいま鍋家農業委員さんから報告のとおり、前期の推進委員さんより引き継ぎをさせていただきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号26について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号26については、許可することに決定いたします。

議 長 ここで遅参の届出のあった議席9番山村委員が出席されましたので、次の案件から審議に参加いただきます。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号27について、審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号27番について説明します。  
調書は4ページ、参考図は9ページから10ページまでです。  
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は自身の財産処分のために土地整理を進めていたところであり、これまでから農地管理をされてきた当該譲受人に所有権移転について相談されたところ、これを快諾され、今回申請されました。譲受人は、申請地で、水稻の栽培を行う予定です。今後もこれまでと同様に譲受人は耕作される見込みであり営農には支障ないものと考えます。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号27については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。3条調書、整理番号27について説明いたします。  
今、事務局から説明いただいたところですが、譲受人が過去から耕作をされておられました。この方は、この地域で農業を推進していこうとされる大変意欲的な方です。現地の確認をしたのがこの人の父親で、息子がここで耕作をすると聞きましたので、引き続き耕作をしていってもらえるものと確信しています。何ら問題のない案件と判断していきまして、許可相当と判断しています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号22辻推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号２番地です。整理番号２について補足説明いたします。譲受人は申請地を従来より耕作しており、耕作者の変更はなく問題なしと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、３条調書、整理番号２について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号２については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号２について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号２番地について説明します。  
参考図は１ページから２ページまでです。  
申請地は、農業振興地域内の青地農地であり、３番地のみが白地農地です。譲渡人は、高齢により耕作継続が難しいことから、建屋を含めた財産処分を検討していたところ、空き家バンクを通じて移住し、今後農業をしたいと考えていた譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、居所隣接地となる当該地で、水稻及び野菜の栽培を行う予定です。取得する面積が大きいものの、過去に水稻及び季節野菜の農作業歴があり、これらの経験を活かしつつ、また、農機具の購入や親族の応援を得て取り組まれることを記した営農計画書が提出されており、耕作には支障ないものと考えます。  
申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ３条調書、整理番号２については、議席７番森地委員が欠席ですので、事務局に説明書を朗読させます。

事 務 局 代読します。整理番号２番地について説明します。申請地は事務局の説明のとおりです。６月２日、推進委員の山口様と譲渡人様とで現地を確認しました。

譲受人は家と農地を購入され、現在の農地は継続されるとのことで問題はないかと考えます。今回の改選により 8 月 5 日藤井推進委員と再度、現地確認を行いました。周辺地域にも問題はありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号 30 藤井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 30 番藤井です。整理番号 28 番について、補足説明いたします。申請地は農業委員さん並びに事務局の説明のとおりです。譲受人は隣接する家と共に農地を購入され、現在、稲作がされている現況を引き続きされるという事で最適化推進に何ら問題はないと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、整理番号 28 について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号 28 については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 29 については、5 条調書、整理番号 16 と関連がございますので一括審議といたします。  
なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 29 番及び 5 条調書、整理番号 16 番について説明します。  
まず、3 条調書の参考図は 13 ページから 14 ページまでです。  
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、自身の建屋及び付属する農地について処分を検討していたところ、この建屋を取得し、耕作を予定している譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、市内にある学校法人の理事であり、このほど、建屋を学生寮として先行取得されました。今後は、居所隣接地となる当該地を、学生の農作業体験の場として活用される予定であり、現地では、野菜の栽培を行う予定です。自身も農作業歴があるほか、学校関係者や地域の農業者の指導、協力を得ながら取

り組まれる見込みであり、耕作に支障ないものと考えます。申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、5条調書、整理番号16番について説明します。

調書は10ページ、参考図は、34ページ、35ページ、土地利用計画図は36ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。申請内容は、農業用倉庫を目的とする贈与です。当該譲受人及び譲渡人は3条調書整理番号29番と同一人であり、計画によると、譲受人が申請地隣接地で農業を行うにあたり、既設の物置小屋について、収穫した作物を一時保管するための収納倉庫として利用されます。新たな造成工事はないため、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は自然地下浸透処理であるものの、前面が道路で縁切りされているほか、面積が狭小であることから、周辺農地への影響は見込まれません。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号29及び5条調書、整理番号16については、議席2番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番勝井です。3条調書、整理番号29番と5条調書、整理番号16番について、事務局からの説明のとおりですが、私からも現地確認からの意見を申し述べます。令和8年7月6日、代理人行政書士の方と吉田推進委員と私との3人で現地確認いたしました。今回、譲渡人は以前に別案件の現地確認で直接対応したのですが、自宅や農地の処分について考えておられ、誰かいないかなと話されていました。それが、今回の案件をいただき、ご縁あって双方にとって良好な関係で話が進みまとまったものだと感じました。譲受人は、市内のルネス学園の代表業務執行理事をされ、譲渡人の住居を学生の寮として先に取得し、隣接する農地で学生達の食育活動の一環として、自身も農作業の経験もあり、地域の方にも協力をいただきながら、農地での野菜作りの畑作業をし、自分達の食べる食材を作る、まさに若者へ農育・食育活動もされるよう活用され、不耕作だったところが活用され嬉しいことだと思います。5条申請の方は、寮として住まわれている住宅の道を挟んで建っている古い小屋でした。収穫したものの収納庫として、小屋も収穫倉庫として使用されます。譲渡人も把握できていない先代が建てられていて、今回を機に整理されます。農地も小屋も処分に困っていたものが、整理活用され周辺にも問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 続いて、区域番号35吉田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号３５番吉田です。３条調書２９番について、補足説明いたします。事務局並びに勝井委員の説明のとおりでございます。申請地隣接の家屋は、学生寮としてすでに使用されており、学生の食育及び寮生の食材に利用される予定です。長らく耕作されていませんでしたが、今後さつまいもなど野菜作りをされるとのことで農地利用最適化にかなうと考えます。また、５条調書１６番ですが、道向かいの古い既存の農小屋を農具並びに収穫物の保管場所として利用されると聞いております。農地利用最適化から問題なしと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず、３条調書、整理番号２９について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号２９については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて、５条調書、整理番号１６について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって５条調書、整理番号１６については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号３０について、審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号３０番について説明します。  
調書は５ページ、参考図は１５ページから１８ページまでです。  
申請地は、農業振興地域内の青地農地であり、参考図１６ページの１６０７番１、１６０９番及び１６０９番２が白地農地です。譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており今後の農地の管理が行えないことから処分を検討していたところ、仕事を通じて当該地域に縁があり、新規

に農地取得し耕作を考えていた譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、現在は他府県在住であるものの、当該地域に移住を予定しており、居所近接地となる当該地にて、水稻及び野菜の栽培を行う予定です。取得する農地面積が大きいものの、農業への従事期間を十分に確保し、農作業歴のある親族の応援を受けながら取り組まれるほか、将来の出荷を目指し、地域の農業組合と事前に協議を重ね、農機具のリースや耕作支援を得ることを記した営農計画書が提出されており、今後の耕作には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号30については、議席8番奥島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番奥島です。3条調書30番について説明いたします。前任の山川委員により現地確認をしていただいています。現在、譲渡人の自宅は空き家となっており、そちらに譲受人様が入る予定で農業に従事していただく予定です。実際に不耕作地が目立ってきている地区ですので、耕作者が増えることは不耕作地が少しでも改善され、農地が有効に活用されることになると思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号37橋本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号37番橋本です。整理番号30番について、補足説明させていただきます。譲渡人は結婚を機に県外に移住しており、相続により当該農地を取得したのですが、以前より一部農地は篤農家による耕作、一部は本人が来県して草刈りをしており、管理状態は良好です。近年、空き家バンクに登録されていた実家が売却にいたったため、本案件が発生いたしました。当地域は営農組合はありますが、機械化銀行の機能しかなく集落一圃場となっていないため、耕作者の高齢化による耕作放棄地が増加しており、新規就農者には期待するところであります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、伺います。

委員 【質問等なしの声】

- 議 長           ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号30について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員           【挙手全員】
- 議 長           挙手全員でございます。  
よって、整理番号30については、許可することに決定いたします。
- 議 長           議案第2号については、以上であります。
- 議 長           続きまして、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
- 議 長           4条調書、整理番号7について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局       整理番号7番について説明します。調書は7ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。  
申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請地を庭にするための申請です。計画によると、申請人の実家が隣接地にあり、当該地は従前から宅地一体利用がなされており、現状、庭として利用されていることから、これに合わせる形で申請されたものです。新たな造成工事はなく、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水については、自然地下浸透処理であるものの、周囲が道路及び自己所有地となる宅地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。  
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。
- 議 長           4条調書、整理番号7については、議席5番山崎委員、説明をお願いします。
- 担当農委       議席番号5番山崎です。4条調書、整理番号7について、ただいまの事務局の説明のとおりです。7月13日に黄瀬前推進委員と本人と関係機関との4人で現地を確認いたしましたが、今現在も庭として綺麗になっており、周りに田は無く何ら問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長           続いて、区域番号8木田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号8番木田です。ただいま事務局並びに農業委員さんの言われたとおりで、私も確認しましたが何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺ひします。

委 員 【質問なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、4条調書、整理番号7について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号7については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号8については、5条調書、整理番号13、14と関連がございますので一括審議といたします。  
なお、採決は個別に行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号8番及び5条調書整理番号13番及び14番について説明します。  
本件は、転用事業の経緯から事務局説明を、5条調書整理番号14番、整理番号13番、そして4条調書整理番号8番の逆回り順で説明いたします。

まず、5条調書整理番号14番の調書は9ページ、参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画図は30ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。申請内容は、長屋住宅を目的とする農地の売買及び贈与です。なお、譲渡人の一人は譲受人と親族であることから、その農地に関し契約区分が贈与となっていることを申し添えます。計画によると、申請地周囲には保育園や小中学校があり、旧東海道と国道1号に挟まれた住居地域であることから、今後の住宅需要が見込まれる地域ため、土地所有者をオーナーとする、建築面積311.74平方メートル、建ぺい率22.06パーセントとなる、長屋住宅を1棟建築されます。造成工事については、切土、盛土により行った後、地盤をアスファルト舗装されますが、周囲はL型擁壁などのコンクリート構造物を設置されるため、土砂流出は見込まれません。雨水排水については、路面勾配を付けた地盤面を通じて、敷地内に設ける集水桝に集水後、最終的には道路側溝に接続し放流されることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金及び一部借入金とされ、計画書類で確認しています。

続きまして5条調書整理番号13番について説明します。

調書は同様に7ページ、参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は27ページです。

申請地は、先ほど同様に非線引き都市計画区域内の第3種農地です。申請内容は、自己用住宅を目的とする農地の売買です。先ほどの長屋住宅の建築事業のため、周囲の土地調査をされた際に、譲受人の自己用住宅の一部が譲渡人の畑に越境していたことが判明したため、これを土地整理し、現況に合わせるために申請されたものです。特段の造成工事はなく、これまでも宅地一体敷地として利用されており、土砂や雨水に関する周辺農地への影響はありません。

続きまして4条調書整理番号8番について説明します。

調書は戻りまして7ページ、参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。

こちらの申請地も、先ほど同様に非線引き都市計画区域内の第3種農地です。申請地を自己用住宅にするための申請です。経緯についても同様に、先ほどの長屋住宅の建築事業のため、周囲の土地調査をされた際に、現在の自己用住宅部分に農地が存在していたことが判明したため、これを土地整理し、現況に合わせるために申請されたものです。特段の造成工事はなく、これまでも宅地一体敷地として利用されており、土砂や雨水に関する周辺農地への影響はありません。

以上、農地法第4条第6項及び第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、いずれの案件も許可要件を満たしていると判断しました。なお、5条調書整理番号14番は都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。事務局の説明は以上です。

議長 4条調書、整理番号8及び5条調書、整理番号13、14については、議席18番中本委員の説明をお願いします。

担当農委 議席番号18番中本です。4条調書8番と5条調書13番14番の説明をさせていただきます。5月26日、推進委員の大森さんと共に現地確認を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。4条調書8番については、現地確認をした結果、現況に合わせた申請であり、造成工事もなく周辺農地への影響もありません。許可要件を満たしているものと判断いたしました。5条調書13番については、現地を確認した結果、造成計画や排水計画に問題はなく、周辺農地への影響もないことを確認いたしました。許可条件を満たしているものと判断いたしました。5条調書14番については、現地を確認した結果、現況に合わせた是正のための申請であり、周辺農地への影響はありません。許可要件を満たしているものと判断いたしました。以上、いずれの案件も周辺農地への影響はなく、許可要件を満たしているものと判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号１７大森推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読します。農地利用最適化に支障はなく、特に意見はありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず４条調書、整理番号８について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号８については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて、５条調書、整理番号１３について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、５条調書、整理番号１３については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて、５条調書、整理番号１４について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、５条調書、整理番号１４については、許可することに決定いたします。  
なお、許可については、「都市計画法第２９条」について別途手続き中であり、転用許可は「都市計画法」の許可と同日付けとなります。

議 長 議案第3号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議 長 はじめに、5条調書、整理番号13、14については、先ほど審議を終えております。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号15について、審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号15番について説明します。

調書は9ページ、参考図は31ページ、32ページ、土地利用計画図は33ページです。

申請地は、市街化調整区域内の農用地区域内農地です。申請内容は、観賞用樹木の育成並びに販売に伴う保管場所を目的とする一時転用申請です。計画によると、譲受人は市内の土木業を営む建設業者である一方で樹木販売も営んでおり、申請地近くにある販売店舗で事業経営するうえで、近接地での樹木管理用地が必要となり申請されたものです。ここで、申請地は原則転用不可の農用地区域内農地ですが、一時転用のための転用は例外許可できることとされており、今後、敷地を恒久的に利用される場合には、農用地区域の除外申請、事業計画変更申請の手続きが必要な旨、申請代理人に伝えております。新たな造成工事はなく、地盤は真砂土で揃えられており、端部は法面保護を兼ねた養生シートにより整備されていることから、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は自然地下浸透処理であるものの、溢れた雨水は隣接する側溝で処理できる見込みのほか、隣接する農地の畑作箇所とは離隔があることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号15については、議席2番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番勝井です。5条調書、整理番号15について事務局からの説明のとおりですが、私からも現地確認からの意見を申し述べます。令和8年7月13日、前推進委員の中嶋推進委員と私、譲受人の東宝建設の不動産事業部の方と3人で現地確認をいたしました。私の住んでいる地域でよく通る農地整理された区域の一部で、周りは田んぼでありながら、田んぼは綺麗に埋め立てられ、ずっと不耕作な土地で気になっていました。農地パトロールの頃、一部に樹木が埋まり

石や重機が置かれはじめておかしいなと思い事務局に相談したところ、今回の一時転用申請として動いていただけました。他の周辺農地への影響はないことは確認いたしましたので、今後も注意してみていきたいと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号３１中井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号３１番中井です。前任の中嶋推進委員から引き継ぎました。事務局並びに勝井農業委員の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、５条調書、整理番号１５について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号１５については、許可することに決定いたします。

議 長 ５条調書、整理番号１６については、先ほど審議を終えております。

議 長 議案第４号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第５号「事業計画変更承認申請審議について」を議題といたします。

議 長 はじめに、５条調書、整理番号１について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号１番について、説明します。  
事業計画変更の調書は１２ページ、参考図は３７ページ、３８ページ、土地利用計画図は３９ページです。

申請地は、市街化調整区域内の農用地区域内農地です。申請内容は、工事用仮設道路敷地を目的とする、農地の賃貸借です。本件は、令和５年８月総会で承認し、５条許可を受けられた、新名神高速道路の複線化事業にかかる受託事業者の

工事用仮設道路において、高速道路工事本体及び隣接工事の施工計画の見直しに伴い、令和11年の3月末まで工期を延伸されるものです。工期延伸に伴い、地権者の同意や賃貸借契約の更新など、必要な手続きは得られているとともに、周囲は自己所有地のほか、道路に面していることから、工期延伸による影響は見込まれません。また、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号1については、議席2番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番勝井です。事業計画の変更1番について、事務局の説明のとおりですが、私からも意見を申し述べます。令和8年7月1日、前任の中嶋推進委員と私が現地を確認し、計画者のエム・エムブリッジ株式会社の所長の方とお話を聞きました。令和5年8月の5条一時転用で3年間として許可されたものですが、高速道路増幅の工事が遅れているため、3年間延長されることになります。工事延長のため、そのままの状態でありますので問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続いて、区域番号31中井推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号31番中井です。前任の中嶋推進委員から引き継ぎました。現地は確認しております。事務局並びに勝井農業委員の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号1について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号1については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、報告案件「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。  
調書は13ページから17ページ、参考図は40ページから50ページまでです。  
市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が8件であり分譲宅地、工場、資材置場、駐車場等を目的とするものです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 ご質問等はありませんか。

議 長 報告案件は以上です。  
これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項について、順次、事務局からお願いします。

事 務 局 ・農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知  
・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告  
・経過と予定

議 長 報告事項は以上です。

議 長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。